

新型コロナウイルス感染下における海外のビジネス環境

～Business Environment under COVID-19～

アメリカ

2020/06/22 update

経済対策



新型コロナ感染状況(累計感染者数2,041,179人、死亡者数114,592人、6/11時点)

- 人口約3.28億人
- 2019年通年のGDP成長率は2.3%。2020年通年のGDP退行率が約0.4%見込み (UCLA Anderson)

経済状況

全体

- 米国の中小企業の景況感は3月に過去最大の落ち込みを記録、景気見通しも大幅に悪化した。
- JPMorganが米国経済が第2四半期の実質GDPが約40%縮小し、第3四半期は約15-20%縮小すると予想している。
- 連邦準備制度理事会が7,000億ドル分の国債などを買い取って市場に大量の資金を供給する量的緩和策が決定されました。3月に発生した緊張から市場の機能が改善したため、これらの購入のペースを徐々に減らしてきている。市場の円滑な機能を維持し、それによって金融政策をより広範に効果的に伝達できるようにするために、少なくとも現在のペースで、今後数か月にわたって国債等の保有を増やしていく予定としている。
- 2020年6月10日時点で、失業給付に申し込まれた人数が2,000万人に上っている。

サービス業界

- サービス業界は、民間セクターの雇用の約84%を占める。
- 他国のように観光客の急激な減少と国内消費の減少を背景に、サービス部門、航空輸送、宿泊施設、フードサービス、小売業は大きな打撃を受けている。
- 2020年2月25日から3月2日の間の前年同期比、OrbitzやTravelocity等の大手オンライン旅行会社の売上がマイナス20.5%。

※1ドル=107.2円(2020年6月15日時点)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外での利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分: SC-B

移動・出入国規制

入国制限

米国籍保有者、米国永住権者

下記の国から入国しようとする人は特定の空港から入国しなければならない。

- 中国
- イラン
- シェンゲン協定加盟ヨーロッパ26ヶ国※
- イギリス
- アイルランド

※シェンゲン協定加盟ヨーロッパ26ヶ国: オーストリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス

海外からの入国者は14日間自宅やホテルに自己隔離することが求められている。

米国永住権者以外の外国人

上記の国からの**入国禁止**

国内移動
その他

- 州ごとに都市再開の決定は任されており、州ごとに大きく異なっている。また完全再開までの段階を設定して徐々に再開させていく計画を発表している州が多い。詳細は各州の再開状況をご確認いただく必要があります。
- 各州間を移動した人は安全な社会的距離 (Social Distancing) 及び衛生を確保することが求められている。

※1ドル＝107.2円(2020年6月15日時点)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分: SC-B

財政支援策(1 of 2)

米国政府は、COVID-19危機対応にあたって中小企業を支援するためのPaycheck Protection Program (PPP)を導入。

法人

雇用・賃金

- PPPは新型コロナウイルスの影響を受けてアメリカ政府が計6,600億ドル(当初3,500億ドル、追加3,100億ドル)もの予算を投じた経済対策
- 形式上はローンになるが、資金用途について雇用維持の目的に沿った一定の条件を満たせば給与等見合いの資金の返済が免除され、実質的に給付と同等の形となる。
- PPPローンの内容
 - ・ 最大借入金額: 直近12ヶ月間のPayroll月平均額×2.5ヶ月分(上限1,000万ドル)
 - ・ Payrollには給与の他に健康保険・退職金・州税/地方税を含む
 - ・ Payrollが年間\$100,000を超える従業員の\$100,000超過分は対象外
 - ・ 米国外に居住する従業員のPayrollは対象外
 - ・ 営業期間が12ヶ月に満たない場合は2020年1月1日～2月29日の平均を使用
- 返済免除額: 借入後24週間以内もしくは2020/12/31までに支払われた人件費・健康保険・家賃・水道光熱費・既存の金利負担の金額
 - ・ 合計金額の60%以上は人件費が占めていなければならない
 - ・ 借入後に従業員数を減らした場合は免除額が減額される(減額されないための条件も定められた)
 - ・ 年収\$100,000以下の従業員の給与を25%以上引き下げた場合は免除額が減額される
- 免除後の残債: 金利1%・返済期間 2年のローンとして扱われる※6/4の法施工日以降に承認されたローンは返済期間が5年
- 申込要件: 従業員 500 人以下の中小企業 (small businesses) (後のFAQにて、従業員のカウントは米国外の関係会社の従業員もカウントしなければならないことが明らかとなった)

税金

- 3ヶ月間の所得税支払いの繰延。
- 過年度に支払った法人代替ミニマム税(AMT)の税額控除による還付期間について、従来の4年から2年(2018年、2019年)に短縮する。
- 社会保険税(Payroll tax)の支払繰延
 - ・ 2020年末までの納税繰延を認める。納税が遅れた税額については、半額を2021年末まで、残り半額を2022年末までに納める必要がある。
- 法人の寄付金控除の上限を課税所得の10%から25%に引き上げる。

※1ドル＝107.2円(2020年6月15日時点)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外での利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

財政支援策(2 of 2)

個人

現金給付

- 米国籍保有者、米国居住者に対して大人1人あたり\$1,200、子供1人あたり\$500の給付金が2020年の税額控除として配布される。
- 下記に該当する場合には減額調整が行われる。
 - ・単身申告者: 調整後所得 (AGI) が\$75,000を超える場合
 - ・夫婦合算申告者: AGIが\$150,000を超える場合
 - ・世帯主申告者: AGIが\$112,500を超える場合
- 特別な手続きなく配布を受けることが可能

借入

- 米連邦政府の学費ローンの支払い及び利息が2020年3月13日から2020年9月30日まで凍結
- 連邦住宅抵当公庫 (Fannie Mae) 及び連邦住宅金融抵当公庫 (Freddie Mac)からの住宅ローンを組んでいる人が特定の条件を満たしている場合、最大1年間支払い停止が可能

税金

- 3ヶ月間の所得税支払いの延期。

その他

- リタイアメントプランに係る早期引き出しのペナルティーの一部免除
- ① リタイアメントプランに係る早期引き出しペナルティ10%について、2020年は\$100,000まで免除される。
 - ② リタイアメントプランからローンをする場合の上限を\$50,000から\$100,000に引き上げる。
 - ③ ①、②のいずれもコロナウイルス関連の引き出しとみなされる場合に限る。
- 公認慈善団体への寄付金控除
- 2020年に一定の個人が特定の公認慈善団体に対して行う現金による寄付については、定額控除を選択する納税者も\$300を上限に所得控除できる。
 - 2020年に行われる公認慈善団体に対する現金による寄付については、控除制限枠の適用を停止。ただし、AGIから他の寄付金控除を差し引いた金額を上限とする。

※1ドル＝107.2円(2020年6月15日時点)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外での利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分: SC-B

ご留意事項

- 本資料は、当社内においてサービス利用の判断の参考となる情報提供を目的として作成されたものであり、取引又はコンサルティングサービスの契約・申し込みを行うものではありません。
- 弊社を含むいかなる者も、本資料に含まれる情報の正確性、完全性、妥当性を保証するものではなく、また本資料に含まれる情報をもたらす一切の影響について責任を負うものではありません。
- 本資料に含まれる情報の一切の権利は弊社に帰属するものであり、弊社の承諾なしに無断での複製、当社外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

お問い合わせ先



山田コンサルティンググループ株式会社

海外事業本部